

倉総務第 441 号
倉職員第 543 号
倉財政第 550 号
令和 6 年 10 月 16 日

各部・局・課長 様

副市長

「議決を欠いた財産の取得」に係る再発防止の徹底について（通知）

今般、教育委員会における令和 6 年度小学校教師用指導書及び教科書の購入契約において、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経て取得すべきところ、議決を経ずにこれを行ったという事案が発生しました。

その概要は、これまで 4 年ごとに執行する小学校教師用指導書及び教科書の購入にあたっては、小学校単位で教科書無償給与制度により定められた教科書取扱店と随意契約により購入しており、予定価格は小学校単位のみならず全小学校の総額でも 2,000 万円以上になることはありませんでしたが、今年度は近年の物価高騰やデジタル教科書の導入により、予定価格は小学校単位では超えなかったものの全小学校の総額では 2,000 万円以上となったにも関わらず、議会の議決を経ることなく、慣例により小学校単位での契約を執行したものです。

事案発生の原因は、同一の目的であれば 1 件として捉え、その 1 件当たりの予定価格が 2,000 万円以上の財産の取得については、議会の議決が必要であるにもかかわらず、小学校単位での契約では議決要件に該当しないと誤認したことによるものであります。また、需用費（消耗品費）での執行であったため担当課以外のチェック機能が働かなかったことも原因の一つです。

本事案は先の 9 月定例会市議会で当該契約について追認議案を可決いただいたことにより、契約の法的有効性を確保できたところですが、法令の正しい理解がなされていなかったことは、極めて遺憾であり、教育委員会のみならず全庁的な教訓として共有しなければなりません。

法令に基づく行政を推進する立場でありながら、このような事務処理のミスなどの不祥事が発生すると市政に対する不信感を招き、市政運営に大きな支障をきたすこととなります。このことを全職員が認識し、組織として再発防止への取り組みが重要となります。

については、再発防止策として、議会の議決が必要な契約及び財産の取得又は処分に係る手続きに遺漏がないよう、次の事項について徹底してください。

記

1. 本事案をもとに各所属において関係法令の正しい理解を図ること。
2. 予算編成の段階で議決案件のチェックを図り、関係課で共有すること。

3. 今般の事案のような数年に一度行う手続きにおいては、確実に事務引継ぎできるよう、議会手続きを加えた事務処理マニュアルを作成すること。
4. 今般の事案のような年度当初から必要な物品の購入で事前に議会議決を要する案件については、前年度中に債務負担行為の承認を受け、仮契約の後、議会議決を受け、前年度末までに本契約とすること。